

◇大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例

- 1 理容師法等の一部改正に伴い、理容所の営業を譲り受けた者が申請する理容所の構造設備の検査等に係る手数料の特例を廃止することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(健康局健康推進部生活衛生課)